

地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する
省令案要綱及び雇用開発促進地域及び自発
雇用創造地域における地域雇用開発の促進に
関する指針の一部を改正する告示案要綱



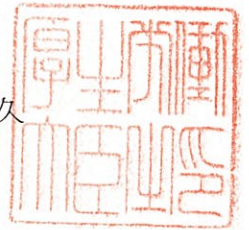
厚生労働省発職雇0227第1号

平成27年2月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙1「地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び別
紙2「雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に
関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用開発促進地域の要件の一部改正

雇用開発促進地域の要件のうち、有効求人倍率に係るものについて、最近三年間又は最近一年間のその地域の有効求人倍率の月平均値が全国の月平均値の三分の二（この数値が一を超える場合は一、〇・六七未満である場合は〇・六七。ただし、全国の月平均値が〇・六七未満である場合は全国の月平均値以下であるものとする）以下であるものとする。

第二 自発雇用創造地域の要件の一部改正

自発雇用創造地域の要件について、次のいずれかに該当するものとする。

- (一) 最近三年間又は最近一年間におけるその地域の有効求人倍率の月平均値が全国の月平均値（この数値が一を超える場合は一、〇・六七未満である場合は〇・六七）以下であること。
- (二) 次のイ及びロのいずれにも該当すること。
 - イ 最近三年間又は最近一年間におけるその地域の有効求人倍率の月平均値が一未満であること。
 - ロ 最近五年間におけるその地域の人口減少率が全国の人口減少率以上であること。

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。

雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 雇用開発促進地域の要件の一部改正

雇用開発促進地域の要件のうち、有効求人倍率に係るものについて、最近三年間又は最近一年間のその地域の常用有効求人倍率又は一般有効求人倍率の月平均値が全国の月平均値の三分の二（この数値が一・〇〇を超える場合は一・〇〇、〇・六七未満である場合は〇・六七。ただし、全国の月平均値が〇・六七未満である場合は全国の月平均値）以下であるものとする。

第二 自発雇用創造地域の要件の一部改正

自発雇用創造地域の要件について、次のいずれかに該当するものとする。

- (一) 最近三年間又は最近一年間におけるその地域の常用有効求人倍率又は一般有効求人倍率の月平均値が全国の月平均値（この数値が一・〇〇を超える場合は一・〇〇、〇・六七未満である場合は〇・六七）以下であること。

- (二) 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 最近三年間又は最近一年間におけるその地域の常用有効求人倍率又は一般有効求人倍率の月平均値が一未満であること。

ロ 最近五年間におけるその地域の人口減少率が全国の人口減少率以上であること。

第三 適用期日

この告示は、公布の日から適用するものとする。